

メディカル・デバイス・コリドー計画検討会議設置要綱

(設置)

第1条 本県経済の活性化と県民福祉の向上を目指し、本県の医療機器関連産業の進展について検討するため、メディカル・デバイス・コリドー計画検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 検討会議では、次に掲げる事項について検討する。

- (1) メディカル・デバイス・コリドー計画の策定について
- (2) その他必要な事項

(委員)

第3条 検討会議は、知事が委嘱する別添名簿の委員で構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 検討会議に座長1名を置く。座長は、委員の互選により選出する。座長は、会務を掌握し、検討会議を代表する。

(会議)

第6条 検討会議は座長が招集し、議長となる。

2 座長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の会議への出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 事務局は、山梨県産業労働部新事業・経営革新支援課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は令和元年9月6日から施行する。

この要綱は令和元年11月29日から施行する。